

情報誌創刊号「ライフアシスト」の記事訂正について

株式会社 テルウェル・ライフアシスト

「ライフアシスト」創刊号の記載記事において、読者の皆様の誤解を生じさせる箇所がありましたので下記の通り、訂正いたします。

皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

①【訂正対象箇所】

■9ページ 3段目の箇所

なお、「厚生年金の長期加入の特例」が適用されるのは、男性の場合には昭和28年4月1日生まれ、女性の場合には昭和33年4月1日生まれまでの人です。それより後に生まれた人は該当しません。

【訂正内容】

なお、「厚生年金の長期加入の特例」が適用されるのは、男性の場合には昭和36年4月1日生まれ、女性の場合には昭和41年4月1日生まれまでの人が対象になります。

ただし、男性の昭和28年4月2日生まれあるいは女性の昭和33年4月2日生まれより後の人は、報酬比例部分の支給開始年齢となった時点以降、厚生年金の被保険者期間が44年(528月)の長期加入者の特例の条件を満たした場合適用となります。適用されますと、定額部分と報酬比例部分(加給年金額を含みます)が支給となります。

生年月日		長期加入者の支給開始年齢 (加入期間44年を満たす場合)		備考 (通常の場合の定額部分の支給開始年齢)
男性	女性	報酬比例部分	定額部分	
昭和16年4月2日～ 昭和28年4月1日	昭和21年4月2日～ 昭和33年4月1日	60歳	60歳	生年月日により61歳から65歳に順次シフト
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日	61歳	61歳	65歳
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日	62歳	62歳	65歳
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日	63歳	63歳	65歳
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日	64歳	64歳	65歳

【留意点の追加対象箇所】

② ■25ページ 上場株式等の譲渡損失にかかる損益通算及び繰越控除

記事に説明が不足する点がありましたので、損益通算及び譲渡損失繰越控除に関する留意点を追加します。

【留意点の追加内容】

○上場株式等の譲渡損失、配当所得の損益通算及び譲渡損失の繰越控除利用の留意点

1. 配偶者(専業主婦)の方が上場株式等の譲渡損失と配当所得等の損益通算を利用する場合、譲渡損失・配当所得の損益通算後の所得が合計所得金額に算入されることとなる場合があります、ご主人様が、配偶者控除を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

・配偶者の所得が38万円を超えると、配偶者控除の適用が受けられなくなります。

・申告書作成時に、38万円を超えないかチェックしてください。

・所得税の扶養控除(配偶者控除)の対象となる扶養親族に該当するか判定する際の「合計所得金額」は、当該年度分の譲渡損失と配当所得(申告分離課税選択分)との損益通算の特例を受けている場合には、損益通算適用後の金額となり、譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には損益通算適用前の金額となります。

※詳細につきましては、最寄りの税務署、「国税庁電話相談センター」等にお問合わせ下さい。

2. 住民税・社会保険料の負担増などに影響を及ぼすこともあります。
配当金と譲渡損失を損益通算する場合、住民税・国民健康保険料等の負担増などの影響が出る場合がありますので、ご注意ください。

※具体的な影響は、年齢、職業などそれぞれの事情で異なりますので、詳細につきましては市区町村の担当窓口、税務署等にお問合わせ下さい。

本件に関してのご質問・お問合わせ等ございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

株式会社 テルウェル・ライフアシスト

電 話:0120-415476 (情報誌「ライフアシスト」担当)

e-mail:jouhousi@life-assist.net